

5 文教委員会における前原かつえ県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑

Q．前原委員

この条例が制定された時期は。

A．保健体育課長

昭和32年12月24日に制定されている。

Q．前原委員

条例の制定が昭和32年とのことだが、現状に即しているのか。

Q．前原委員

政令に準じ、現状を踏まえ県の条例を改正している。